

11月は「児童虐待防止推進月間」です

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、全国的にさまざまな広報や啓発活動が行われます。

〈増える児童虐待〉

児童虐待に関する相談件数も依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。

9月15日に警察庁が発表した速報では、虐待を受けている疑いがあるとして、今年1月～6月に全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは2万5411人に上ることが分かりました。前年度の同じ時期に比べて7287人(42.3%)も増えています。半期ごとの統計がある平成11年以降初めて2万人を超えて過去最多となりました。極めて深刻な状況です。

〈オレンジリボン運動〉

平成16年、栃木県小山市で3歳と4歳になる兄弟が、父親の友人で同居人から度々暴行を受けていました。これを見たコンビニの店長さんが警察に通報し、一旦保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかつた

め、9月11日にガソリンスタンドで暴行を受け、さらに、車の中でも暴行を受けるという事態になりました。そして、兄弟への暴行を父親に知られることを恐れた同居人が、息絶え絶えの兄弟を橋の上から川に投げ込み殺害するという事件が起こりました。

この事件を受けて平成17年、小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いを込めて始めたのが「オレンジリボン運動」です。

〈地域のつながりの中で〉

児童虐待の背景には、閉ざされた家庭の中での親子だけの関係や、希薄になりつつある地域のつながりの中で、相談相手もなく孤独な子育てに追い詰められていく親の姿も浮かび上がります。

- ・ 千の歳より、子は宝
 - ・ 人の宝には子に過ぎたるはなし
 - ・ 子に過ぎたる宝なし
- これらのことわざは、すべて子どもは何ものにもまさる宝であるということとを教えています。

児童虐待を単に「かわいそうな子ども」「虐待する親は悪い」で終わらせるのではないと思います。地域の温かいまなざしやつながりは、子どもや親を救う大きなポイントの一つではないでしょうか。

大山町みんなの人権セミナー

日 時	場 所	内 容
11月24日(木) 19時～	人権交流センター	「ともに暮らし、ともに働ける社会のために～『合理的配慮』通して考える」 講師 松波めぐみさん(大阪市立大学ほか非常勤講師)
		☆講演内容 『合理的配慮』とは？ 個別の場面で、社会的障壁(社会のバリア)のため権利侵害を受けている障がい者が(こうしてほしいという)意思を表明することによって社会環境の側を変更・調整することを指す。 多数派中心の社会の中で不利を被っているすべての人が平等に生きられる社会にしていくためのヒントとなる考え方。

※日程、内容などは講師の都合により変更になることがあります。

【その他】

- ①小学校入学までを対象に託児を設置します。希望される場合は、開催日の4日前までにお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進室に申し込んでください。
- ②手話通訳を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進室に申し込んでください。
- ③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です

申込み先 人権推進室(人権交流センター内)
☎0859-54-2286
FAX0859-54-2413

【主催】大山町、大山町教育委員会、大山町人権・同和教育推進協議会